○青山学院大学学則

（1949年4月1日制定（1977年4月1日全部改正））

改正 1977年11月15日 1978年4月1日 1979年4月1日
1980年4月1日 1980年6月1日 1981年4月1日
1982年4月1日 1983年4月1日 1984年4月1日
1985年4月1日 1986年4月1日 1987年4月1日
1988年4月1日 1989年4月1日 1990年4月1日
1991年4月1日 1991年7月1日 1992年4月1日
1992年7月1日 1993年4月1日 1993年7月1日
1994年2月28日 1995年3月29日 1996年3月29日
1997年3月27日 1998年3月27日 1999年3月29日
2000年3月29日 2000年12月15日 2001年3月28日
2001年6月29日 2001年12月14日 2002年3月28日
2003年3月28日 2004年3月26日 2005年2月25日
2006年2月24日 2006年12月20日 2007年2月27日
2008年2月28日 2009年2月26日 2010年2月25日
2011年2月24日 2012年2月23日 2012年6月28日
2013年2月28日 2014年2月27日 2015年3月26日
2016年2月25日 2017年3月23日 2017年7月20日
2018年2月22日 2018年7月19日 2019年3月28日

第1章　総則

（目的）

第1条　青山学院大学（以下「本学」という。）は、青山学院の一貫した教育体系の最高の機関として、キリスト教精神に基づき人格を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、学術の理論及び応用を教授研究し、もって社会に奉仕し、文化の進展に寄与する人物を養成することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第1条の2　本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価等」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2　自己点検・評価等に関する規則は、別に定める。

（認証評価）

第1条の3　本学は、前条に規定する措置に加え、本学の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

（学部等）

第２条　本学は、学部、大学院及びその他の機関からなる。

2　大学院については、別に定める青山学院大学大学院学則及び青山学院大学専門職大学院学則によるものとする。

（キリスト教関係科目の履修等）

第３条　本学の学生は、キリスト教に関する所定の科目を履修するほか、本学が行う宗教行事に出席するものとする。

第２章　組織

（学科）

第４条　本学各学部に次の学科を置く。

文学部	英米文学科	フランス文学科
	日本文学科	史学科
	比較芸術学科	
文学部第二部	英米文学科	
教育人間科学部	教育学科	心理学科
経済学部	経済学科	現代経済デザイン学科
法学部	法学科	
経営学部	経営学科	マーケティング学科
国際政治経済学部	国際政治学科	国際経済学科
	国際コミュニケーション学科	
総合文化政策学部	総合文化政策学科	
理工学部	物理・数理学科	化学・生命科学科
	電気電子工学科	機械創造工学科
	経営システム工学科	情報テクノロジー学科
社会情報学部	社会情報学科	
地球社会共生学部	地球社会共生学科	
コミュニティ人間科学部	コミュニティ人間科学科	

2　第二部の名称を付した学部は、夜間において授業を行う。

（学部又は学科の教育研究上の目的）

第４条の２　各学部又は学科の教育研究上の目的は別記のとおりとする。

（青山スタンダード教育機構）

第４条の３　本学に、第37条の規定に基づき、教養教育課程を実施するため、青山スタンダード教育機構を置く。

2　青山スタンダード教育機構の下に、青山スタンダード教育開発センターを置く。

3　青山スタンダード教育機構及び青山スタンダード教育開発センターに係る諸規則は、別に定める。

（図書館）

第５条　本学に次の図書館を置く。

(1)　青山学院大学図書館

(2)　青山学院大学万代記念図書館(相模原分館)

2　図書館の下に、アカデミックライティングセンターを置く。

3　図書館について必要な事項は、青山学院大学図書館規則の定めるところによる。

4　アカデミックライティングセンターについて必要な事項は、青山学院大学アカデミックライティングセンター規則の定めるところによる。

(グローバル化推進施設)

第５条の２　本学に、本学のグローバル化推進のために国際センターを置く。

2　国際センターについて必要な事項は、青山学院大学国際センター規則の定めるところによる。

(教育研究施設)

第６条　本学に次の教育研究施設を置く。

(1)　大学附置教育研究施設

イ　情報メディアセンター

ロ　外国語ラボラトリー

ハ　環境安全センター

(2)　学部附置研究施設

イ　経済研究所(経済学部)

ロ　判例研究所(法学部)

ハ　グローバル・ビジネス研究所(経営学部)

(3)　学部附置教育研究施設

イ　人文科学研究所(文学部)

ロ　教育人間科学研究所(教育人間科学部)

ハ　法律指導室（法学部)

ニ　国際研究センター(国際政治経済学部)

ホ　青山コミュニティ・ラボ(総合文化政策学部)

ヘ　先端技術研究開発センター(理工学部)

ト　先端情報技術研究センター(理工学部)

チ　機器分析センター(理工学部)

リ　機械工作室(理工学部)

ヌ　社会情報学研究センター(社会情報学部)

ル　リエゾン・ラボ(社会情報学部)

（イ）　生涯学習ラボ

（ロ）　地域連携ラボ

ヲ　地球社会共生学研究センター(地球社会共生学部)

ワ　コミュニティ活動研究所(コミュニティ人間科学部)

2　前項各号に規定する教育研究施設等の規則は、別に定める。

(統合研究機構)

第7条　本学に統合研究機構を置く。

2　統合研究機構について必要な事項は、青山学院大学統合研究機構規則の定めるところによる。

(社会連携機構)

第7条の2　本学に社会連携機構を置く。

2　社会連携機構について必要な事項は、青山学院大学社会連携機構規則の定めるところによる。

(事務局)

第8条　本学に事務局を置く。

2　事務局の組織及び事務分掌は、別に定める。

第3章　職員組織

(教職員)

第9条　本学に次の職員を置く。

(1)　教育職員　教授、准教授、講師、助教、助手

(2)　事務職員及びその他の職員

(役職)

第10条　本学に次の役職を置く。

(1)　学長、副学長、学部長、大学院研究科長、大学宗教部長、図書館長、図書館分館長、学生部長、学生部副部長、就職部長、就職部相模原支部長、情報メディアセンター所長、情報メディアセンター副所長、国際センター所長、国際センター副所長、外国語ラボラトリー所長、保健管理センター所長、保健管理センター副所長、学生相談センター所長、学生相談センター副所長、学科主任、学部教務主任、大学院専攻主任、大学院教務主任、教職課程主任、教職課程副主任、大学宗教主任、外国語ラボラトリー主任、総合研究所長、総合研究所副所長、総合研究所各研究部長、総合プロジェクト研究所長、総合プロジェクト研究所副所長、リエゾンセンター長、リエゾンセンター副センター長、青山スタンダード教育機構機構長、青山スタンダード教育機構副機構長、社会連携機構機構長、社会連携機構副機構長、環境安全センター所長、環境安全センター副所長、アカデミックライティングセンター長、アカデミックライティングセンター副センター長、ボランティアセンター長、ボランティアセンター副センター長、障がい学生支援センター長、障がい学生支援センター副センター長

(2)　事務局長、部長、室長、事務長、課長

(客員教員)

第 11 条　本学に客員教員を置くことができる。
2　客員教員について必要な事項は、青山学院大学客員教員受入れに関する規則の定めるところによる。
（名誉教授）
第 12 条　本学は、別に定める規則に基づき、名誉教授の称号を授けることができる。
（教授会）
第 13 条　本学各学部に、教授会を置く。
2　教授会は、教授、准教授及び専任講師をもって、これを構成する。
3　教授会は、構成員以外の教職員を出席させることができる。
4　教授会は、次の事項について、審議の上、議決し、学長に意見を述べるものとする。
(1)　学生の入学、編入学、退学、転学部、転学科、留学、休学、卒業、再入学その他身分に関する事項
(2)　学位の授与に関する事項
(3)　教育課程に関する事項
(4)　試験に関する事項
(5)　学生の指導、助育及び賞罰に関する事項
(6)　教員の研究に関する事項
(7)　学部長候補者の選挙に関する事項
(8)　学部代表諸委員の選出に関する事項
(9)　全学的な教育研究組織の編成に関する事項
(10)　この学則及び学部に係る諸規則の制定改廃に関する事項
(11)　その他学部に関する重要事項及び学長が諮問する事項
5　教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議の上、議決し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
6　学長は、前 2 項の規定による教授会の意見を尊重の上、前 2 項の事項について決定する。
7　前各項に規定するもののほか、教授会について必要な事項は、青山学院大学教授会及び専任教授会規則の定めるところによる。
（専任教授会）
第 14 条　本学各学部に、専任教授会を置く。
2　専任教授会は、教授をもってこれを構成する。
3　専任教授会は、構成員以外の教職員を出席させることができる。
4　専任教授会は、次の事項について、審議の上、議決し、学長に意見を述べるものとする。
(1)　教員の任免、昇任、その他身分に関する事項
(2)　その他教員人事に関する重要事項

5　専任教授会は、前項に規定するもののほか、教員人事に関する事項について審議の上、議決し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
6　学長は、前2項の規定による専任教授会の意見を尊重の上、前2項の事項について決定する。
7　前各項に規定するもののほか、専任教授会について必要な事項は、青山学院大学教授会及び専任教授会規則の定めるところによる。

(大学協議会)

第15条　大学全般に共通する教育研究に関する事項を協議するため、大学協議会を置く。
2　大学協議会について必要な事項は、青山学院大学大学協議会規則の定めるところによる。

(学部長会)

第16条　各学部及び大学院各研究科に共通する事項及び大学の運営に関する事項を審議し、各学部及び大学院各研究科間の連絡調整を図るため、学部長会を置く。
2　学部長会について必要な事項は、青山学院大学学部長会規則の定めるところによる。

第4章　学年、学期及び休業日

(学年・学期)

第17条　学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとし、これを前期及び後期の2期に分ける。

前期　4月1日から9月30日まで
後期　10月1日から翌年3月31日まで

2　学長は、前項の規定にかかわらず、前項の前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第18条　休業日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(3)　青山学院創立記念日　11月16日
(4)　夏期休業　7月下旬から9月下旬の間で、学長が別に定める期間
(5)　冬期休業　12月下旬から翌年1月初旬の間で、学長が別に定める期間

2　学長は、必要がある場合は、休業日若しくは休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第5章　入学、編入学、再入学、転部、転学部及び転学科

(入学の時期)

第19条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は、教授会の審議を経て、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第20条　本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7)　その他本学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(学生定員)

第21条　学部学科の学生定員は、次のとおりとする。

(学部・学科)	(入学定員)			(収容定員)
文学部				
英米文学科	300	3年次編入学定員	20	1,215
フランス文学科	115			455
日本文学科	120			470
史学科	120			470
比較芸術学科	85			335
(計)	(740)			(2,945)
文学部第二部				
英米文学科	募集停止			0
(計)	(0)			(0)
教育人間科学部				
教育学科	188	2年次編入学定員	12	780
心理学科	110			435
(計)	(298)			(1,215)
経済学部				
経済学科	407			1,591
現代経済デザイン学科	132			516
(計)	(539)			(2,107)
法学部				
法学科	500			1,955

（計）	(500)		(1,955)
経営学部			
経営学科	360		1,420
マーケティング学科	160		630
（計）	(520)		(2,050)
国際政治経済学部			
国際政治学科	115		450
国際経済学科	115		450
国際コミュニケーション学科	74		289
（計）	(304)		(1,189)
総合文化政策学部			
総合文化政策学科	259		1,012
（計）	(259)		(1,012)
理工学部			
物理・数理学科	130		510
化学・生命科学科	115		455
電気電子工学科	120		470
機械創造工学科	95		370
経営システム工学科	95		370
情報テクノロジー学科	95		370
（計）	(650)		(2,545)
社会情報学部			
社会情報学科	220		860
（計）	(220)		(860)
地球社会共生学部			
地球社会共生学科	190		760
（計）	(190)		(760)
コミュニティ人間科学部			
コミュニティ人間科学科	240		240
（計）	(240)		(240)
（総計）	(4,460)	(32)	(16,878)

（出願の手続）

第22条　入学志願者は、入学願書に所定の入学検定料及び必要書類を添えて願い出なければならない。

（入学の選考）

第23条　前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学の手続）

第24条　前条に規定する選考に合格した者は、所定の期日までに、入学手続(所定の学費の納付を含む。)を完了しなければならない。

2　前項に規定する入学手続を完了した者には、入学を許可する。

3　前項の規定により入学を許可された者が、入学を辞退しようとする場合は、大学の定める期日までに申し出なければならない。

(編入学)

第25条　編入学を志願する者については、所定の手続を経て、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2　本学に編入学できる者は、次の資格を有する者とする。

(1)　大学を卒業した者又は退学した者

(2)　短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3)　学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校若しくは教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(4)　外国の大学において相当年次の課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者

(転部、転学部、転学科)

第26条　昼間の学部と夜間の学部との相互の間で転部を志望する者については、別に定める要項により選考の上、これを許可することがある。

2　文学部、教育人間科学部及び国際政治経済学部においては、学部内他学科への転学科(転部を伴う転学科を含む)を志望する者について、別に定める要項により選考の上、これを許可することがある。

3　文学部、教育人間科学部、法学部及び国際政治経済学部においては、当該学部への転学部(転部を伴う転学部を含む)を志望する者について、別に定める要項により選考の上、これを許可することがある。

4　前3項の規定により転部等を許可された者は、現に所属する昼間又は夜間の学部に転部届、転学部届又は転学科届を提出しなければならない。

(再入学)

第27条　退学者が再入学を願い出た場合には、事情を審査の上、相当年次に再入学を許可することがある。

(二重学籍)

第27条の2　本学学生は他大学及び本学の他学部又は他学科と併せて在学することはできない。

第6章　休学、留学、退学、転学及び除籍

(休学)

第28条　病気その他やむを得ない理由で、長期にわたり修学することができない者は、その理由を記した書面に保証人連署の上、休学を願い出ることができる。

（休学期間）

第29条　休学期間は、1年又は1学期ごとに更新し、連続2年までとする。ただし、特にやむを得ない場合に限り、連続3年まで認めることがある。

2　休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

3　休学期間は、第36条に規定する在学期間に算入しない。

（復学）

第30条　休学者は、休学理由が消滅した場合、保証人連署の上復学願いを提出し、許可を得て復学することができる。

（留学）

第31条　本学学生は、当該学生が所属する学部の学部長の決定により、本学が協定し、又は認定した外国の大学に留学することができる。

2　前項の留学により外国の大学で修得した単位は、第42条の2の規定により取り扱う。

3　第1項の留学の期間は、第35条第1項に規定する修業年限に含めることができる。

4　前3項のほか、この条に規定する留学に関する規則は、別に定める。

（退学）

第32条　病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、その理由を記した書面に保証人連署の上願い出て許可を受けなければならない。

（転学）

第33条　本学学生で他の大学へ転学した者は、退学するものとする。

（除籍）

第34条　次の各号の一に該当する者には、退学を勧告し、これに応じない者は、除籍する。

(1)　所定の期日までに当該年度授業科目の履修登録をしない者

(2)　学業成績不良で成業の見込みがないと認められた者

(3)　正当な事由がなくて3ヵ月以上修学しない者

(4)　学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5)　第29条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(6)　第36条に規定する在学年限を超えた者

第7章　修業年限及び在学年限

（修業年限）

第35条　学部の修業年限は、4年とする。

2　前期に在学した学生が後期に休学し、若しくは退学した場合又は前期に休学した学生が後期に復学した場合は、当年度の在学期間は、0.5年として計算し、修業年限に含める。

（最長在学年限）
第36条　在学年限は、休学期間を除き8年とする。
2　第25条の規定により編入学をした者又は第26条の規定により転部、転学部又は転学科を許可された者は、定められた修業年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。
3　第27条の規定により再入学をした者は、再入学以前の年数を加えて8年を超えることができない。

第8章　教育課程及び成績評価

（教育課程）
第37条　教育課程は、学部及び学科等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように編成するものとする。
2　各授業科目は、必修科目と選択科目とに分け、これを各年次に配当する。
3　キリスト教概論は、必修科目とする。
（単位の基準）
第38条　各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
(1)　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。
(2)　実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。
2　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
（授業期間）
第38条の2　1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
（授業の方法）
第38条の3　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
（授業科目）

第 39 条　授業科目の配置、単位数及び履修方法等は、別表 1 に定める。

（履修できる単位数の上限）

第 39 条の 2　1 年間又は 1 学期間に履修することができる授業科目は、上限として定める所定の単位数以内とする。

2　前項に規定する単位数は、学部又は学科ごとに定める。

（試験）

第 40 条　履修した授業科目の成績評価は、原則として試験により行う。

（成績評価）

第 41 条　試験の成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。

（単位の授与）

第 42 条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（既修得単位等の認定及び大学以外での学修）

第 42 条の 2　本学は、学部が教育上有益と認めるときは、別に定める規則等により、学生が次の各号のいずれかにより修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1)　本学への入学前に、大学又は短期大学において修得した単位（第 45 条の規定により修得した単位を含む。）

(2)　本学への入学後に、他の大学又は短期大学において修得した単位

(3)　本学への入学後に、外国の大学又は短期大学への留学により修得した単位

2　本学は、学部が教育上有益と認めるときは、別に定める規則等により、学生が本学への入学前又は入学後に行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3　前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

4　前 3 項の規定にかかわらず、学生が編入学、転部又は転学部若しくは転学科（転部を伴う転学部又は転学科を含む。）をした場合には、別に定める規則等による。

（教育職員免許状の取得）

第 43 条　教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）による免許状を取得しようとする者は、定められた教職に関する専門科目の単位を修得しなければならない。

2　教職に関する専門科目及び単位数は、別表 1 に定める。

（各種資格の取得）

第 43 条の 2　学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）による司書教諭の資格、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）による司書の資格、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）による社会教育主事の資格及び博物館法（昭和 26 年法律 285 号）による学芸員の資格（以下「各

種資格」という。)を取得しようとする者は、それぞれに定められた科目の単位を修得しなければならない。

2　前項に定められた各種資格の科目及び単位数は、別表1に定める。

第9章　卒業及び学位

(卒業)

第 44 条　本学に修業年限以上在学し、卒業に必要な要件を満たした者に、卒業を認める。

2　前項の規定により、卒業に必要な要件として修得すべき単位のうち、第38条の3第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

3　第1項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学（学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。）し、卒業に必要な単位を特に優秀な成績をもって修得したと認められる者については、別に定める規則に基づき、卒業を認めることができる。

(学位の授与)

第44条の2　卒業を認めた者には、学位記を与え、学士の学位を授与する。

2　学士の学位を授与するに当たっては、学士のあとに次の専攻分野を付記するものとする。

文学部	
英米文学科、フランス文学科、日本文学科	(文学)
史学科	(歴史学)
比較芸術学科	(比較芸術学)
文学部第二部	
英米文学科	(文学)
教育人間科学部	
教育学科	(教育学)
心理学科	(心理学)
経済学部	(経済学)
法学部	(法学)
経営学部	(経営学)
国際政治経済学部	
国際政治学科、国際経済学科	(国際政治経済学)
国際コミュニケーション学科	(国際コミュニケーション)
総合文化政策学部	(総合文化政策学)
理工学部	
物理・数理学科、化学・生命科学科	(理学)
電気電子工学科、機械創造工学科	
経営システム工学科、情報テクノロジー学科	(工学)
社会情報学部	(学術)

地球社会共生学部　　（学術）
コミュニティ人間科学部　　（学術）

3　学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を次のとおり付記するものとする。

学士(専攻分野)　(青山学院大学)

4　学位記の様式は、別記様式に掲げるとおりとする。

(卒業の延期)

第44条の3　第44条第1項の規定にかかわらず、本学に修業年限以上在学し、卒業に必要な要件を満たした者のうち、引き続き本学に在学して学修の継続を希望する者については、第17条に規定する学期を単位として、卒業の延期を許可することができる。

2　卒業の延期に係る事項については、別に定める規則による。

第10章　科目等履修生、委託特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第45条　本学学生以外の者で、特定の授業科目の履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

(委託特別聴講学生)

第45条の2　他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との単位互換協定に基づき、本学の授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、委託特別聴講学生としてこれを許可する。

2　委託特別聴講学生には、前項の協定に基づき、単位を与えることができる。

3　前2項に規定するもののほか、委託特別聴講学生について必要な事項は、他大学等との単位互換協定において定める。

(外国人留学生)

第46条　外国人の入学志願者は、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(学則の適用)

第47条　この学則は、規則に別段の定めがある場合を除き、科目等履修生、委託特別聴講学生及び外国人留学生に適用する。

2　科目等履修生及び外国人留学生についての規則は、別に定める。

第11章　検定料及び学費

(検定料)

第48条　入学志願者は、第22条の規定により、入学検定料を納付しなければならない。この場合において、編入学を志願する者についても同様とする。

2　転部、転学部又は転学科を志願する者は、転部、転学部、転学科検定料を納付しなければならない。

3　科目等履修生を願い出る者は、科目等履修生検定料を納付しなければならない。

4　前3項に規定する検定料の金額は、諸規則に別段の定めがある場合を除き、別表2に掲げるとおりとする。

第49条　削除

(学費)

第50条　学費とは、次に掲げるものをいう。

(1)　入学金

(2)　在籍基本料

(3)　授業料

(4)　施設設備料

(5)　教育活動料

(6)　教職課程料

(7)　資格課程料

(8)　科目等履修生受講料

(9)　委託特別聴講学生聴講料

2　単位数に応じた学費を算出する際に使用するため、単位料を定める。

3　学費及び単位料の金額は、別表3の1から別表3の4までに掲げるとおりとする。

4　在籍中に前項に規定する金額の改定が行われた場合は、改定後の金額を適用する。

(学費の納付)

第50条の2　本学に入学(第25条に規定する編入学及び第27条に規定する再入学を含む。)する者又は本学に学生として在籍する者は、この学則及び青山学院大学学費納付規則(以下「納付規則」という。)の定めるところにより、学費を納付しなければならない。

(外国人留学生の学費)

第50条の3　外国人留学生の学費は、この学則及び納付規則の定めるところによる。

(科目等履修生の学費)

第50条の4　科目等履修生の学費は、納付規則の定めるところによる。

(委託特別聴講学生の学費)

第50条の5　委託特別聴講学生の学費は、納付規則の定めるところによる。

(学費の延納、減免等)

第50条の6　学費の納付が困難な者その他特に定めがある者に対しては、納付規則の定めるところにより、その実情により学費の延納を認め、又はこれを減額若しくは免除することがある。

(受験の条件)

第51条　所定の期日までに学費を納付しない者は、試験を受けることができない。ただし、特別の事由のある者は、願い出により受験を許可することがある。

(修業年限を超えて在籍する者の学費)

第 52 条　休学以外の理由で修業年限を超えて在籍する者(第 44 条の 3 の規定に基づき、卒業を延期した者を含む。)の学費の取扱いについては、納付規則の定めるところによる。

(休学する者等の学費)

第 53 条　休学する者、復学した者、再入学した者、編入学した者又は転部、転学部若しくは転学科した者の学費の取扱いについては、納付規則の定めるところによる。

(退学する者の学費)

第 54 条　退学する者の学費の取扱いについては、納付規則の定めるところによる。

(懲戒を受けた者の学費)

第 55 条　懲戒を受けた者の学費の取扱いについては、納付規則の定めるところによる。

(納付された検定料及び学費の取扱い)

第 56 条　納付された検定料及び学費は、この学則又は納付規則に別段の定めがある場合を除き、返還しない。

2　前項の規定にかかわらず、第 24 条第 1 項に規定する入学手続を完了した場合で、同条第 3 項の規定により、本学が指定する期日までに入学辞退の申出があった場合に限り、入学金を除き、納付された学費を返還する。

(その他の学費の取扱い)

第 56 条の 2　この学則に定めるもののほか、学費の納付等について必要な事項は、納付規則の定めるところによる。

第 12 章　学生支援

(学生部)

第 57 条　本学に、学生の福利厚生をはかり、かつ、学生生活を指導助育するため、学生部を置く。

2　学生部について必要な事項は、大学学生部規則の定めるところによる。

(学生寮)

第 58 条　本学に、キリスト教精神に基づく学生の心身の修養及び修学の便に資するため、学生寮を置く。

2　学生寮に関する規則は、別に定める。

(就職部)

第 58 条の 2　本学に、学生、卒業生等の就職活動全般の充実及び向上を図ること並びに社会に貢献し社会的責任を果たす学生等を育成することを目的として、就職部を置く。

2　就職部について必要な事項は、青山学院大学就職部運営規則の定めるところによる。

(教育支援施設)

第 58 条の 3　本学に、学生のサービス・ラーニングとしてのボランティア活動の支援のため、ボランティアセンターを置く。

2　ボランティアセンターについて必要な事項は、青山学院大学ボランティアセンター規則の定めるところによる。

（学生支援諸施設）

第59条　本学に、学生の健康を管理保全するため、保健管理センターを置く。

2　保健管理センターについて必要な事項は、青山学院大学保健管理センター規則の定めるところによる。

3　本学に、学生個人が当面する各種の問題について相談に応じ、学生生活の向上に協力するため、学生相談センターを置く。

4　学生相談センターについて必要な事項は、青山学院大学学生相談センター規則の定めるところによる。

5　本学に、障がいのある学生の修学支援のため、障がい学生支援センターを置く。

6　障がい学生支援センターについて必要な事項は、青山学院大学障がい学生支援センター規則の定めるところによる。

（学生生活）

第60条　学生生活に関する諸規則は、別に定める。

第13章　賞罰

（表彰）

第61条　成績、人物ともに優秀な学生又は特に善行のあった学生は、学長が表彰する。

（懲戒）

第62条　本学の学則、諸規則若しくは命令に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2　前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3　前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　本学の秩序を乱した者

(3)　学生としての本分に著しく反した者

第14章　公開講座

（公開講座）

第63条　社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学の講座を公開し、又は別に公開講座を開設することができる。

2　公開講座に関する規則は、別に定める。

第15章　改正手続

（改正手続）

第64条　この学則の改正は、学部長会、教授会及び大学協議会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

2　学長は、この学則の改正に当たっては、前項の意見を尊重するものとする。

附　則

この学則は、1977 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(1977 年 11 月 15 日)

この学則は、1977 年 11 月 15 日から施行する。

附　則(1978 年 4 月 1 日)

この学則は、1978 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(1979 年 4 月 1 日)

この学則は、1979 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(1980 年 4 月 1 日)

この学則は、1980 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(1980 年 6 月 1 日)

この学則は、1980 年 6 月 1 日から施行する。

附　則(1981 年 4 月 1 日)

この学則は、1981 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(1982 年 4 月 1 日)

この学則は、1982 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(1983 年 4 月 1 日)

この学則は、1983 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(1984 年 4 月 1 日)

この学則は、1984 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(1985 年 4 月 1 日)

この学則は、1985 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(1986 年 4 月 1 日)

この学則は、1986 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(1987 年 4 月 1 日)

1　この学則は、1987 年 4 月 1 日から施行する。

2　第21条の規定にかかわらず、文学部及び国際政治経済学部の1986年度から1999年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

（学部・学科）	（入学定員）
文学部	
教育学科	190
英米文学科	320
フランス文学科	130
日本文学科	130
史学科	130
（計）	(900)
国際政治経済学部	
国際政治学科	75
国際経済学科	75
国際経営学科	75
（計）	(225)

3　第21条の規定にかかわらず、経済学部・法学部・経営学部及び理工学部の1987年度から1995年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

経済学部	
経済学科	500
（計）	(500)
法学部	
私法学科	280
公法学科	180
（計）	(460)
経営学部	
経営学科	500
（計）	(500)
理工学部	
物理学科	90
化学科	90
機械工学科	110
電気電子工学科	110
経営工学科	110
（計）	(510)

附　則（1988年4月1日）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附　則(1989年4月1日)

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附　則(1990年4月1日)

1　この学則は、1990年4月1日から施行する。

2　第21条の規定にかかわらず、国際政治経済学部の1990年度から1998年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

国際政治経済学部

国際政治学科	110
国際経済学科	110
国際経営学科	110
(計)	(330)

附　則(1991年4月1日)

1　この学則は、1991年4月1日から施行する。

2　第21条の規定にかかわらず、国際政治経済学部の1999年度の入学定員は、次のとおりとする。

国際政治経済学部

国際政治学科	90
国際経済学科	90
国際経営学科	90
(計)	(270)

附　則(1991年7月1日)

この学則は、1991年7月1日から施行する。

附　則(1992年4月1日)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附　則(1992年7月1日)

この学則は、1992年7月1日から施行する。

附　則(1993年4月1日)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附　則(1993年7月1日)

この学則は、1993年7月1日から施行する。

附　則(1994年2月28日)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附　則(1995年3月29日)

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附　則(1996年3月29日)

1　この学則は、1996年4月1日から施行する。

2　第21条の規定にかかわらず、経済学部・法学部・経営学部及び理工学部の1996年度から1999年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

経済学部	
経済学科	500
(計)	(500)
法学部	
私法学科	280
公法学科	180
(計)	(460)
経営学部	
経営学科	500
(計)	(500)
理工学部	
物理学科	90
化学科	90
機械工学科	110
電気電子工学科	110
経営工学科	110
(計)	(510)

附　則(1997年3月27日)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附　則(1998年3月27日)

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附　則(1999年3月29日)

1　この学則は、1999年4月1日から施行する。

2　第21条の規定にかかわらず、国際政治経済学部の1999年度の入学定員は、次のとおりとする。

国際政治経済学部

国際政治学科	110
国際経済学科	110
国際経営学科	110
（計）	(330)

附　則(2000年3月29日)

1　この学則は、2000年4月1日から施行する。

2　第21条の規定にかかわらず、2000年度の入学定員は、次のとおりとする。

［　］内は臨時的定員で内数

文学部	
教育学科	189［9］
英米文学科	318［18］
フランス文学科	129［9］
日本文学科	129［9］
史学科	129［9］
文学部第二部	
教育学科	100
英米文学科	200
経済学部	
経済学科	498［18］
経済学部第二部	
経済学科	250
法学部	
私法学科	274［54］
公法学科	177［27］
経営学部	
経営学科	498［18］
経営学部第二部	
経営学科	200
国際政治経済学部	
国際政治学科	105［40］
国際経済学科	105［40］
国際経営学科	106［41］
理工学部	
物理学科	90

化学科　90
電気電子工学科　109［9］
機械創造工学科　70
経営システム工学科　70
情報テクノロジー学科70

3　第4条に規定する理工学部機械工学科及び経営工学科は、2000年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

4　第21条の規定にかかわらず、2001年度の入学定員は、次のとおりとする。

文学部
教育学科　188［8］
英米文学科　316［16］
フランス文学科　128［8］
日本文学科　128［8］
史学科　128［8］

文学部第二部
教育学科　100
英米文学科　200

経済学部
経済学科　496［16］

経済学部第二部
経済学科　250

法学部
私法学科　268［48］
公法学科　174［24］

経営学部
経営学科　496［16］

経営学部第二部
経営学科　200

国際政治経済学部
国際政治学科　101［36］
国際経済学科　100［35］
国際経営学科　101［36］

理工学部
物理学科　90
化学科　90
電気電子工学科　108［8］
機械創造工学科　70

経営システム工学科　70
情報テクノロジー学科70

5　第21条の規定にかかわらず、2002年度の入学定員は、次のとおりとする。

文学部
教育学科　187［7］
英米文学科　314［14］
フランス文学科　127［7］
日本文学科　127［7］
史学科　127［7］
文学部第二部
教育学科　100
英米文学科　200
経済学部
経済学科　494［14］
経済学部第二部
経済学科　250
法学部
私法学科　262［42］
公法学科　171［21］
経営学部
経営学科　494［14］
経営学部第二部
経営学科　200
国際政治経済学部
国際政治学科　96［31］
国際経済学科　96［31］
国際経営学科　97［32］
理工学部
物理学科　90
化学科　90
電気電子工学科　107［7］
機械創造工学科　70
経営システム工学科　70
情報テクノロジー学科　70

6　第21条の規定にかかわらず、2003年度の入学定員は、次のとおりとする。

文学部
教育学科　186［6］

英米文学科　312［12］
フランス文学科　126［6］
日本文学科　126［6］
史学科　126［6］
文学部第二部
教育学科　100
英米文学科　200
経済学部
経済学科　492［12］
経済学部第二部
経済学科　250
法学部
私法学科　256［36］
公法学科　168［18］
経営学部
経営学科　492［12］
経営学部第二部
経営学科　200
国際政治経済学部
国際政治学科　92［27］
国際経済学科　91［26］
国際経営学科　92［27］
理工学部
物理学科　90
化学科　90
電気電子工学科　106［6］
機械創造工学科　70
経営システム工学科　70
情報テクノロジー学科　70

7　第21条の規定にかかわらず、2004年度の入学定員は、次のとおりとする。

文学部
教育学科　185［5］
英米文学科　310［10］
フランス文学科　125［5］
日本文学科　125［5］
史学科　125［5］
文学部第二部

教育学科　100
英米文学科　200
経済学部
経済学科　490［10］
経済学部第二部
経済学科　250
法学部
私法学科　250［30］
公法学科　165［15］
経営学部
経営学科　490［10］
経営学部第二部
経営学科　200
国際政治経済学部
国際政治学科　88［23］
国際経済学科　87［22］
国際経営学科　87［22］
理工学部
物理学科　90
化学科　90
電気電子工学科　105［5］
機械創造工学科　70
経営システム工学科　70
情報テクノロジー学科　70

附　則(2000 年 12 月 15 日)

この学則は、2001 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(2001 年 3 月 28 日)

1　この学則は、2001 年 4 月 1 日から施行する。
2　文学部英米文学科は、2001 年 4 月から 3 年次編入学定員 20 名を設定する。
3　第 4 条の規定にかかわらず、2000 年 4 月から学生募集を停止した次の学科については、在学生が卒業するまで、旧規定による。
理工学部
機械工学科
経営工学科

4　第 4 条の規定にかかわらず、2001 年 4 月から学生募集を停止する次の学科については、在学生が卒業するまで、旧規定による。

法学部
　公法学科
　私法学科
国際政治経済学部
　国際経営学科

5　第 44 条の規定にかかわらず、次の学科については、在学生が卒業するまで、旧規定による。

理工学部
　機械工学科(工学)
　経営工学科(工学)

6　第 21 条の規定にかかわらず、2002 年度の入学定員は、次のとおりとする。

［　］内は臨時的定員で内数

文学部		
教育学科	150	
英米文学科	310［10］	3 年次編入学定員　20
フランス文学科	128［8］	
日本文学科	128［8］	
史学科	129［9］	
心理学科		
昼間主コース	70	
夜間主コース	35	
文学部第二部		
教育学科	80	
英米文学科	100	
経済学部		
経済学科	494［14］	
経済学部第二部		
経済学科	250	
法学部		
法学科	433［63］	
経営学部		
経営学科	494［14］	
経営学部第二部		
経営学科	200	
国際政治経済学部		
国際政治学科	110	

国際経済学科　152
理工学部
物理学科　90
化学科　90
電気電子工学科　107［7］
機械創造工学科　70
経営システム工学科　70
情報テクノロジー学科70

7　第21条の規定にかかわらず、2003年度の入学定員は、次のとおりとする。

文学部
教育学科　150
英米文学科　305［5］　3年次編入学定員　20
フランス文学科　128［8］
日本文学科　128［8］
史学科　129［9］
心理学科
昼間主コース　70
夜間主コース　35
文学部第二部
教育学科　80
英米文学科　100
経済学部
経済学科　492［12］
経済学部第二部
経済学科　250
法学部
法学科　424［54］
経営学部
経営学科　492［12］
経営学部第二部
経営学科　200
国際政治経済学部
国際政治学科　110
国際経済学科　152
理工学部
物理学科　90
化学科　90

電気電子工学科　106［6］
機械創造工学科　70
経営システム工学科　70
情報テクノロジー学科70

8　第21条の規定にかかわらず、2004年度の入学定員は、次のとおりとする。

文学部
教育学科　150
英米文学科　300［0］　3年次編入学定員　20
フランス文学科　128［8］
日本文学科　128［8］
史学科　129［9］
心理学科
昼間主コース　70
夜間主コース　35
文学部第二部
教育学科　80
英米文学科　100
経済学部
経済学科　490［10］
経済学部第二部
経済学科　250
法学部
法学科　415［45］
経営学部
経営学科　490［10］
経営学部第二部
経営学科　200
国際政治経済学部
国際政治学科　110
国際経済学科　152
理工学部
物理学科　90
化学科　90
電気電子工学科　105［5］
機械創造工学科　70
経営システム工学科　70
情報テクノロジー学科70

附　則(2001年6月29日)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附　則(2001年12月14日)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附　則(2002年3月28日)

1　この学則は、2002年4月1日から施行する。

2　第21条の規定にかかわらず、2003年度の入学定員は、次のとおりとする。

文学部		
教育学科	150	
英米文学科	305［5］	3年次編入学定員　20
フランス文学科	128［8］	
日本文学科	128［8］	
史学科	129［9］	
心理学科		
昼間主コース	70	
夜間主コース	35	
文学部第二部		
教育学科	80	
英米文学科	100	
経済学部		
経済学科	492［12］	
経済学部第二部		
経済学科	250	
法学部		
法学科	424［54］	
経営学部		
経営学科	492［12］	
経営学部第二部		
経営学科	200	
国際政治経済学部		
国際政治学科	110	
国際経済学科	152	
理工学部		
物理学科	90	
化学科	90	

電気電子工学科　106［6］
機械創造工学科　70
経営システム工学科　70
情報テクノロジー学科70

3　第21条の規定にかかわらず、2004年度の入学定員は、次のとおりとする。

文学部
教育学科　150
英米文学科　300　3年次編入学定員　20
フランス文学科　128［8］
日本文学科　128［8］
史学科　129［9］
心理学科
昼間主コース　70
夜間主コース　35
文学部第二部
教育学科　80
英米文学科　100
経済学部
経済学科　490［10］
経済学部第二部
経済学科　250
法学部
法学科　415［45］
経営学部
経営学科　490［10］
経営学部第二部
経営学科　200
国際政治経済学部
国際政治学科　110
国際経済学科　152
理工学部
物理学科　90
化学科　90
電気電子工学科　105［5］
機械創造工学科　70
経営システム工学科　70
情報テクノロジー学科70

附　則(2003年3月28日)

1　この学則は、2003年4月1日から施行する。

2　第21条の規定にかかわらず、2004年度の入学定員は、次のとおりとする。

文学部		
教育学科	150	
英米文学科	300	3年次編入学定員　20
フランス文学科	128［8］	
日本文学科	128［8］	
史学科	129［9］	
心理学科		
昼間主コース	70	
夜間主コース	35	
文学部第二部		
教育学科	80	
英米文学科	100	
経済学部		
経済学科	490［10］	
経済学部第二部		
経済学科	250	
法学部		
法学科	415［45］	
経営学部		
経営学科	490［10］	
経営学部第二部		
経営学科	200	
国際政治経済学部		
国際政治学科	110	
国際経済学科	152	
理工学部		
物理学科	90	
化学科	90	
電気電子工学科	105［5］	
機械創造工学科	70	
経営システム工学科	70	
情報テクノロジー学科	70	

附　則(2004年3月26日)

1　この学則は、2004年4月1日から施行する。
2　第4条、第43条及び第44条の規定にかかわらず、2004年4月1日から学生募集を停止する理工学部物理学科及び化学科は、在学生が卒業するまで、旧規定による。

附　則(2005年2月25日)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附　則(2006年2月24日)

1　この学則は、2006年4月1日から施行する。
2　2000年4月から学生募集を停止した理工学部経営工学科については、2005年9月30日をもって廃止する。

附　則(2006年12月20日)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附　則(2007年2月27日)

1　この学則は、2007年4月1日から施行する。
2　2000年4月から学生募集を停止した理工学部機械工学科については、2006年3月31日をもって廃止する。
3　第4条の規定にかかわらず、2007年4月1日から学生募集を停止する文学部心理学科昼間主コース及び夜間主コースは、在学生が卒業するまで、旧規定による。

附　則(2008年2月28日)

1　この学則は、2008年4月1日から施行する。
2　第4条、第43条及び第44条の規定にかかわらず、2008年4月1日から学生募集を停止する経済学部第二部及び経営学部第二部は、在学生が卒業するまで、旧規定による。

附　則(2009年2月26日)

1　この学則は、2009年4月1日から施行する。
2　2001年4月から学生募集を停止した国際政治経済学部国際経営学科については、2009年3月31日をもって廃止する。
3　第4条、第43条及び第44条の規定にかかわらず、2009年4月1日から学生募集を停止する文学部教育学科、心理学科及び文学部第二部教育学科は、在学生が卒業するまで、旧規定による。

附　則(2010年2月25日)

1　この学則は、2010年4月1日から施行する。

2　2001年4月から学生募集を停止した法学部私法学科、公法学科については、2009年3月31日をもって廃止する。

附　則(2011年2月24日)

1　この学則は、2011年4月1日から施行する。
2　第43条、第43条の2及び第44条第4項の規定にかかわらず、2011年4月1日から学生募集を停止する文学部第二部英米文学科は、在学生が卒業するまで、旧規定による。

附　則(2012年2月23日)

1　この学則は、2012年4月1日から施行する。
2　2004年4月から学生募集を停止した理工学部物理学科及び化学科については、2011年3月31日をもって廃止する。
3　この学則による改正後の第50条第1項第2号及び第3項の在籍基本料は、2012年度入学者から適用し、2011年度以前の入学者には、適用しない。
4　この学則による改正後の別表1については、特に学長が指定する場合を除き、2012年度入学者から適用し、2011年度以前の入学者には、従前の別表1を適用する。

附　則(2012年6月28日)

この学則は、2012年6月29日から施行し、2012年4月1日から適用する。

附　則(2013年2月28日)

この学則は、2013年4月1日から施行する。ただし、改正後の別記様式は、2013年3月1日から施行する。

附　則(2014年2月27日)

1　この学則は、2014年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の第35条第2項については、2014年度入学者から適用し、2013年度以前の入学者には、適用しない。

附　則(2015年3月26日)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附　則(2016年2月25日)

1　この学則は、2016年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の別記学費納付に関する取扱い(2012 年度以降入学生用)別記 6、別記7、別記9及び別記10については、2016年度入学者から適用し、2015年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

附　則(2017 年 3 月 23 日)

1　この学則は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

2　2009 年 4 月から学生募集を停止した文学部教育学科及び心理学科並びに文学部第二部教育学科については、2017 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附　則(2017 年 7 月 20 日)

この学則は、2017 年 7 月 21 日から施行し、2017 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(2018 年 2 月 22 日)

1　この学則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

2　2008 年 4 月から学生募集を停止した経済学部第二部及び経営学部第二部については、2018 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附　則(2018 年 7 月 19 日)

この学則は、2018 年 7 月 20 日から施行し、2018 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(2019 年 3 月 28 日)

この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

別記(第 4 条の 2 関係)

学部又は学科の教育研究上の目的

(文学部)

文学部は、「人類への奉仕をめざす自由で幅広い学問研究」を行うという大学の理念のもと、歴史ある人文学の成果を共通の知的基盤として、文学部を構成する五学科それぞれの専門性に立脚した目標を設定している。各学科は、その学問領域の特徴を基礎とし、学生一人一人が人間と文化の多様な営みを理解すること、そのための資質を形成することを教育の目的とする。

（1）英米文学科

英米文学科は、イギリス文学・文化、アメリカ文学・文化、グローバル文学・文化、英語学、コミュニケーション、英語教育学の 6 分野の専門的及び学際的研究を通して、英語圏の社会・文化・思想に関する認識を深め、人間性を探求することを理念とする。また英語という言語と英語圏の文化の研究に立脚しながら、国際的な視野を持って社会に貢献できる個性的で創造性豊かな人材の育成を目標とする。

（2）フランス文学科

フランス文学科では、フランス語及びフランス文学・言語学・思想を通して、人文学の幅広い教養と深い専門知識を身につけ、同時に適切な判断力と滋味豊かな人間性を備えた人材を育成し、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

（3）日本文学科

日本文学科は、日本文学・日本語学・日本語教育学、及び中国古典文学に関する専門の学術研究の方法を学ばせることを基盤に据え、自らが考え、学ぶことのできる力を身につけさせ、国際的・学際的な視野に立った普遍的な人格、堅実な社会人たる人材の育成を目的としている。

（4）史学科

史学科では、日本史、東洋史、西洋史、考古学、芸術史と、歴史を地域やジャンルをこえて幅広く学習して、今日の世界情勢や文化を総合的・客観的に分析できる人材、専門的知識の習得を通して、自己を確立し、未来への展望を切り開ける人材を社会に送り出すことを目的とする。

（5）比較芸術学科

比較芸術学科では、美術、音楽、演劇映像という芸術系３領域の専門的及び学際的比較研究や鑑賞教育等を通じて、芸術がもつ本来の意義や歴史・思想に関する専門的知識を習得し、その人文科学的「知」の一翼をになう芸術学的教養や国際的な視野の確立により、福祉・環境・情報など現代社会がもつさまざまな課題に貢献できる人材を養成する。

（教育人間科学部）

幅広い教養と深い専門的識見を兼ね備えた上で、より良い社会の形成に寄与しようとする意欲を持つ人材の育成を目指す。また、専門家の養成機関として、世の中に役立つ具体的な知恵や実践的技術を修得することに重点を置く学びの場を提供する。
人間の成長と発達に関する学問分野、および感覚・知覚の基礎的領域から社会・臨床の応用領域にいたる学問分野の最新の成果をふまえて、「科学的」「人間学的」「総合的」に様々な社会や環境において主体的に生きる人間と、その人間の心およびその人間が果たす役割、行動や思考、人間と人間の関わり合いやコミュニケーションを研究することを通して、豊かで多様な視点に基づく問題解決志向型の人間の養成を目指す。

（1）教育学科

教育学科は、幅広い教養と、教育に関する深い専門的識見を兼ね備えた上で、より良い社会の形成に寄与しようとする意欲をもつ人材の育成を目指す。また、人間の成長と発達に関する学問分野に基礎を置き、様々な社会や環境において主体的に生きる人間と、その人間が果たす役割、行動や思考、人間と人間の関わり合いやコミュニケーションを研究する。

（2）心理学科

心理学科の理念・教育方針は、「心の専門家の養成機関として、心理学を抽象的な学問としてではなく、世の中に役立つ具体的な知恵や実践的技術を修得することに重点を置く、まったく新しい学びの場を提供すること」である。また、心理学科では「心」に関する豊かで多様な視点に基づく問題解決志向型の人間の養成を目指している。具体的には、感覚・知覚の基礎的領域から、社会・臨床の応用領域にいたる最新の研究成果をふまえて、心理に関わる諸現象を「科学的」「人間学的」「総合的」に研究することを通して、上記目的の実現を目指す。

（経済学部）

経済学部では、最先端の経済学を現実社会に応用させながら、市場経済を主体的に

動かしていく力を育てる。同時に、公平な経済社会実現のために、より良い制度や施策を提案できる高い学問的見識と、強い意志をもって社会貢献できる行動力を培うということを教育方針としている。

（1）経済学科

経済学科は、経済学を理論、政策、歴史の 3 方向から総合的に学び、現実の経済問題を自ら分析できる力を養い、弾力的な思考と行動力を持った自由で独立した学生を育てる。

（2）現代経済デザイン学科

現代経済デザイン学科は、経済学の英知のもと、公共部門と国際・地域社会の役割や相互関連性を理解し、現代経済を取り巻く諸問題を発見する能力、分析する能力、解決に向けて政策を立案する能力など、実践力に裏付けられた社会デザイン志向型の人材を育てる。

（法学部法学科）

法学部は、青山学院の建学精神に立脚しつつ、人間的素養と法学的基礎を備えた上で、社会における多様な個性とニーズを識別し、複雑な事象の科学的分析を行える応用力を有し、もって、社会の中で必要とされる能力を発揮しつつ自らの道を切り拓くことができるような人材を育成することを教育の目的とする。

これらの人材を輩出するために、個々の学生が学びながら将来を見据えることができるコース制教育を十分に支えるとともに、柔軟なカリキュラムの編成を推進し得るような、かつ、地球規模の観点からみた法務的課題に応え、社会的公正と正義の実現に資するような、高度専門的及び高度先端的な研究を遂行することを研究の目的とする。

（経営学部）

経営学部の教育研究上の目的は、キリスト教の信仰にもとづき、国際的な視野、優れた知性、創造的な感性、そして高い倫理観と寛容の精神を持つ者を、ビジネス界をはじめ、世界中の様々な分野で活躍できる人材として送り出すこと、ならびに企業経営に関する先端的な理論や技法を教授するための教育研究拠点として活動することである。

（1）経営学科

経営学科は、正統的なマネジメント教育を行うことで、現代企業が直面する経営課題に対して、自ら問いを立て、問題解決への筋道をつけ、意思決定できる自助力ある人材の育成を目的とする。また、経営学科ならびにマーケティング学科の補完性によってより高い教育研究体系を構築する。

（2）マーケティング学科

マーケティング学科は、統合マーケティングを軸とする異文化理解を融合させた教育を行うことで、企業と社会が直面するマーケティング課題に対して、自ら問いを立て、問題解決への筋道をつけ、意思決定できる自助力ある人材の育成を目的とする。また、経営学科ならびにマーケティング学科の補完性によってより高い教育研究体系を構築する。

（国際政治経済学部）

真理を謙虚に追求し、広く世界の人々と交わり、平和と繁栄に貢献しうる人格を陶冶する。

（1）国際政治学科

国際社会や日本外交が直面する諸問題を歴史的、思想的かつ理論的に理解し、異なる文化や価値体系に対する高い感受性を身につけ、かつ国際的諸問題の解決のために積極的に思索し行動できる人材を育成する。

（2）国際経済学科

グローバルな視野に立ち、科学的な枠組みに基づいて経済事象を体系的に把握し、問題解決の道筋を考える能力を持つとともに、国際経済社会で活躍できる人材を育成する。

（3）国際コミュニケーション学科

国際コミュニケーション学科は、コミュニケーション事象の諸相を理論的に研究すると同時に、実際に他文化の人々との円滑なコミュニケーションを図ることもできる人材を育成する。

(総合文化政策学部総合文化政策学科)

総合文化政策学部は、キリスト教信仰に基づく大学としての建学の精神に則り、国際社会における様々な場面において、寛容の精神を持ち、文化の交流と相互理解に貢献できる世界市民、多様な文化を理解するとともに、文化や芸術の創造に寄与し、豊かな人間の生を育むさまざまな文化芸術環境をデザインすることのできる人材、人間の知的かつ精神的な営為を深く探求し、文化の批判と創造、あるいは洗練についての学的体系を構築することのできる人材を育成することを目的とする。

このため総合文化政策学部の教育課程に、人類の文化的営為を総合的に捉える科目群、人間観、社会観、世界観を相対化し、批判的に理解するための科目群、文化や芸術を社会共通の財産とするための政策能力を獲得することを目的とした科目群を置くとともに、卒業後の活動領域を想定したコース・プログラム、教員研究及び各種連携組織との共同プロジェクトの一部を学生に開放した参加型教育プログラムを併設することにより、その教育目的を全うするものとする。

総合文化政策学部は、上記教育と並び、文化・社会及び芸術の創造と批判に関わる総合的な研究を行い、人類と社会の発展に貢献することを目的とする。この目的のため文化、芸術の諸領域についての創造的な学術研究を深化させるとともに、文化・社会の形成と発展に貢献するための政策科学の開発を行い、その成果を世界に発信することにより、人類共同の未来に奉仕することをその使命とする。

(理工学部)

理工学部は以下の方針に従い、各学科の自由闊達な取り組みのもと、教育及び研究の充実を図ることを目的とする。

1. キリスト教主義大学の特徴である人格教育に特に留意し、社会に対して深い使命感を持つ人間の形成につとめる。
2. 豊かな教養、広い視野、公正な判断力を持った科学者、技術者を育成するため、総合された偏りのない教育の実現を目指す。
3. 今後の学問、技術、経済の国際交流と発展を考慮し、青山学院の伝統である外国

語教育を重視する。

4. 専門教育においては、科学・技術の急速な進歩を考慮して、最先端を視野にいれながら、普遍的な教養を身につけさせることを重視する。

5. 最先端の研究を実施することによって、人類福祉に貢献する、問題発見・解決能力の高い人材を育成する。

6. これらの実現のために、教育並びに研究においては、学科相互の協力、大学を取り巻く社会との協力を緊密にして幅広い活動を可能とする。

（1）物理・数理学科

物理・数理学科では、科学・技術の根幹をなす物理学、数学を学び、実験や演習を通じて応用力を身につけた社会に貢献できる技術者、研究者を育成する。あわせて、基礎から応用まで幅広い分野の物理科学、数理科学の研究を進める。特に、高度な物理学、数学が最先端の技術、複雑な社会現象解明と直接関わり合うようになってきている中で、最新の物理科学が要求する研究手段や技術を使いこなせる人材、数学的素養を持ち、数理モデルを構築して現象を解明し、応用する能力を有する人材を育てる。

（2）化学・生命科学科

化学・生命科学科では、物理化学、無機分析化学、有機化学、生命科学の 4 系列の専門コア科目を基盤に、化学分野及び生命科学分野から構成される多様な選択科目群を配置することにより、広い視野と柔軟な思考力を身につけ、学問の発展及び変化する社会のニーズに対応できる人材を養成することを目的とする。実験・実習を重視し、4 年次には少人数教育による卒業研究を行うことにより、実践的な問題解決能力の育成に力点を置く。本学の特色であるキリスト教に基づく人格教育をベースに、このような専門教育を実施することにより、単なる知識や技能の習得に留まらず、判断力と責任感を持った社会人の育成を目指す。

（3）電気電子工学科

電気電子工学は現代の技術革新及び情報伝達メディアの進展を主導している。また、学問の進歩は並列した専門分野内での細分化をもたらしている。このような状況にあって、本学科は、現代の要請に適応し、かつ未来への展開に応じ得るために、電気電子工学における基礎と応用との両領域を融合した系統的な教育を講義・演習・実験を通じて行い、社会への奉仕と貢献をすることのできる豊かな人間性と、広い視野を持つ優れた人材を育成する。

（4）機械創造工学科

機械創造工学科は、近年の高度情報化、国際化、地球有限化、高齢化の時代において、本学の建学の精神に基づいた、人と社会と自然に対して責任を担い得る新しい「もの創り」のできる機械技術者・研究者を育成することを目的とする。すなわち、機械技術を通して社会の福祉や環境の保全に貢献する技術者・研究者及び開発から廃棄までを視野に入れたライフサイクルエンジニアリングの素養を持った技術者・研究者を育成する。これらの技術者・研究者に必要な、1)専門能力として、力学を基礎とした分析力及び機械システムの開発・維持・廃棄に必要な統合力、2)基礎的素養として、英語、数学、情報技術、3)判断力を高める豊かな教養を身につけさせる。

（5）経営システム工学科

経営システム工学科では実際に直面する問題に柔軟に対処でき、国際性に富み、かつ、高いコミュニケーション能力を有する人材、すなわち、産業や企業を支える生産・管理・経営に関する質の高いエンジニア・スペシャリストの育成を目的としている。それを達成するために、基礎的な理論と実践的な応用を重視し、授業に演習・実験・実習を積極的に取り入れる。また、技術・知識の急激な進歩に備えて、他学科との緊密な協力関係による関連領域の新知識・技術の獲得能力を高める教育を実施する。さらには、国内外の学術機関や企業との交流を積極的に推進する。

（6）情報テクノロジー学科

人類の幸福と福祉のために、情報という切り口から、社会に貢献し得る能力を備えたクリエイティブでアカウンタブルな人材を育成する。このために、情報システムの分析・設計・製作の基盤となる「ソフトウェアテクノロジー」、物と情報を統合する「メカトロニクステクノロジー」、人に優しいシステムの在り方を明らかにする「ヒューマンファクタテクノロジー」を教授する。なお、授業構成においては、演習・実験・実習を重視する。またこれらの技術的側面と並行し、情報システムのもたらす効用とリスクを認識させ、正しい判断を下せる倫理感を身につけさせる。さらに、最先端の情報テクノロジーの基礎と応用の研究を行うことによって、新たなる知と価値を創造できるように指導する。

(社会情報学部社会情報学科)

社会情報学部は、人文科学、社会科学と情報科学を融合させ、従来の文系、理系の枠に捉われない多角的な視点から現代社会の問題点をえぐり、その問題解決を自らが図ることのできる高度な人材養成を目的とする。 すなわち、従来の専門領域が対象とする人間・社会・情報の各分野に対して、それらが複雑に絡み合う分野を専門領域とし、これら三分野に共通する基盤教育と、①社会・人間、②社会・情報、③人間・情報という新しい３種類の専門領域における問題解決への新たな取り組みを目指すものである。

本学部では、これら３つの専門領域に対応させた社会・人間コース、社会・情報コース、人間・情報コースを設置することで、以下のような人材を育成する。

人と人、社会と人のコミュニケーションのあり方や組織の設計、組織における意思決定や知識の有効な活用法、経済活動そのものやそれがもたらす人間社会への問題の解明、経済活動と直結した人間心理の解明、企業や政策そのものやそこにおける人的要素の解明、そして知識基盤社会やそれが人間に及ぼす影響の解明ができる人材を養成する。

理論と実践に基づく情報技術を駆使して大量データの分析を行うことができ、論理的な取り組みや理論的背景を理解することによって、人や社会に内在する「なぜ？」に対して説明ができる人材の養成を行う。

ここで養成される能力は、現代の複雑な社会におけるあらゆる分野で「地の塩、世の光」となり活躍しようとする人々にとって必要不可欠なものである。

以上の目的を達成するために、社会情報学部においては、教育研究の両面で専門領域の深化を目指すだけでなく、他の専門領域をも意識した取り組みを実践していく。

(地球社会共生学部地球社会共生学科)

地球社会共生学部の教育研究目的は、キリスト教信仰に基づく教育を根底に置き、地球規模の広い視野を持つとともに将来社会の姿を見据え、調和のとれた持続的社会の発展に寄与し、時代を切り開いてゆく人材を育成することである。

具体的には、国や地域、人種、性別、文化の違いを超えて世界の人々と積極的に協力し、差別、貧困、争い、環境破壊等の地球課題の克服に挑戦し常に学び続け、高い倫理観と社会奉仕の精神を持ち、地球上のどの地域にあっても「地の塩、世の光」の精神を体現し、感謝される仕事ができる地球市民を育成することである。

この目的を実現するために、本学部は、語学力に裏打ちされたコミュニケーション能力の養成、主体性、積極性、協調性、リーダーシップ等のコンピテンシーの養成、そして自己アイデンティティを土台とした異文化共感力を養成する学部共通科目群を設定すると同時に、経済、政治、文化、社会の各領域にわたる幅広いディシプリンの学修と体験学習、さらには世界の学生との交流を有機的に組み合わせて多角的視野を会得させ、共生マインドを培うためのプログラムを設置する。

（コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科）

コミュニティ人間科学部の教育研究上の目的は、キリスト教信仰に基づく青山学院の精神を基礎にした幅広い教養を兼ね備えた、コミュニティ形成の中核として活躍する人間を育成することである。

地域社会理解に関する方法・地域に住み活動する人間の行動についての理解に関する方法の修得を基礎にし、地域社会の諸問題解決に積極的に関わるための知識や他者との共生的感覚を養い、自律的な行動の基盤となる専門的知識や技術を持つ人間、専門的職業人としてあるいは地域社会の構成者として、スクール・モットー「地の塩、世の光」を常に意識した能動的な人間として社会に貢献する存在を目指した教育を行う。

別表 1（第 39 条、第 43 条、第 43 条の 2 関係）

Ⅰ　授業科目の配置及び単位数

［別紙参照］

Ⅱ　卒業に必要な最低単位数

［別紙参照］

Ⅲ　教職課程

［別紙参照］

Ⅳ　各種資格

［別紙参照］

別表 2（第 48 条関係）

［別紙参照］

別表３の１、別表３の２、別表３の３、別表３の４(第 50 条関係)

［別紙参照］

別記様式(第 44 条の２関係)

学位記様式

［別紙参照］

(参考)第一部・第二部学則統合以前の制定及び改正経過

〔1949 年４月１日　第一部学則制定〕
沿革 1950 年４月１日　1953 年４月１日
1954 年４月１日　1956 年４月１日
1959 年４月１日　1961 年４月１日
1962 年４月１日　1963 年４月１日
1965 年４月１日　1966 年４月１日
1967 年４月１日　1968 年４月１日
1973 年４月１日　1976 年４月１日
〔1950 年４月１日　第二部学則制定〕
沿革 1953 年４月１日　1960 年４月１日
1966 年４月１日　1973 年４月１日
1974 年４月１日
〔1977 年４月１日　第一部・第二部学則統合〕